

## <代表質問原稿>

おはようございます。日本共産党藤沢市議会議員団の土屋俊則です。団を代表し、上程されている2018年度藤沢市一般会計予算などに対する代表質問をおこないます。

件名1、市長の政治姿勢について。要旨1 日本国憲法9条をまもり生かす市政について質問します。

安倍首相は年内には国会で憲法改定の発議を行う意向を表明しています。その中心は憲法9条1項・2項に加えて、3項を設けて自衛隊を明記することです。日本国憲法が施行されてから今年で71年、日本は戦争を放棄し、戦争をしない国として国際的にも信頼を得てきました。

2015年の集団的自衛権の行使容認を閣議決定、2016年の憲法違反の安保法制＝いわゆる戦争法の強行、その間に特定秘密保護法や共謀罪の導入で、すでに自衛隊がアメリカ軍と共に海外で戦闘行為をすることが可能になっています。憲法9条があるもとでも戦争ができるように、解釈改憲を重ねてきた安倍政権は、いよいよ本丸の明文改憲に乗り出そうとしています。今、日本は戦争をする国にするのかどうか問われる歴史的な分岐点にきています。

世論調査の結果を見ると2017年6月のNHKの調査では憲法9条を改正する必要があるかどうかの問いに、「必要ない」との回答が57%に達し、「必要」と回答した25%を大きく上回り過半数を超えています。また、2017年4月の共同通信の調査では「日本が戦後、海外で武力行使しなかった理由は」との問いに「憲法9条があったから」との回答が75%にも及んでいます。国民の憲法9条への認識に反して、安倍首相は前のめりになって9条を変えようとしていることは大問題です。

憲法 99 条に規定されている憲法尊重擁護義務を行政は順守すべきです。鈴木市長は今回の憲法改定の議論についてどう考えておられるのか、お聞きします。

要旨 2 の核兵器廃絶「宣言」と「条例」を実現する取組についてです。

昨年 7 月 7 日、国連で 122 ヶ国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択されました。その後、すでに、53 カ国が「条約」に署名・批准しています。また、昨年、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞しました。一方、核保有国とアメリカの核の傘の下にいる日本政府は核兵器禁止条約に背を向け、いまだに「核抑止力論」の立場に立っています。世界で唯一戦争被爆国である日本の政府が核兵器禁止条約に署名しないことに対して、世界の国々から非難の声が上がっています。

藤沢市は「核兵器廃絶平和都市宣言」をし、恒久平和と核兵器廃絶を実現するための条例を持っている全国でも数少ない自治体です。また、鈴木市長は日本非核宣言自治体協議会の副会長に就任し、鈴木市長の一期目には被爆自治体でない藤沢市で、日本非核宣言自治体協議会の設立 30 周年記念大会が開催されました。さらには、鈴木市長は広島市・長崎市の両市長の呼びかけに応じて被爆者国際署名にもサインしています。

世界の核兵器廃絶に向けての大きな流れがますます強まっているもとの、鈴木市長の核兵器禁止条約についての見解を問います。また、唯一の戦争被爆国の日本の首相に対して、署名するように働きかけるべきだと考えます。これが一点目です。

二点目は、厚木基地でのジェット機爆音や危険なオスプレイの飛来についてです。厚木基地への横須賀を母港とする米空母からの艦載機が厚木基地に

飛来し、基地周辺に引き続き爆音をまき散らしています。昨年11月南関東防衛局は「空母艦載機・F A 18 スーパーホーネットの岩国移駐（いちゅう）が開始される」と周辺自治体へ連絡がありました。すでに、艦載機の半数以上が移駐し、5月には終了する予定と報じられています。

しかし、空母艦載機の岩国移駐は爆音のたらい回しであり、米海軍が「移駐後も空母艦載機は厚木基地でしばしば見られる」「厚木基地は引き続き重要な施設である」と見解を明らかにしていることからみても、厚木基地周辺の爆音の解消にはなりません。厚木基地にしても岩国基地にしても周辺住民は「爆音はやめて欲しい」というのが共通の願いです。爆音のおおもとである横須賀の米空母母港化を撤回するように国に働きかけるべきです。

危険なオスプレイ厚木基地への飛来が続いています。「オスプレイを国内で整備するところは厚木基地しかない」とオスプレイが沖縄の普天間基地に配備された当初から危惧されていたことが現実のものになってきています。昨年に続いて2月15日から4機が厚木基地に飛来していました。日米共同訓練に参加するためにの整備が必要だからです。

市民からも再三「オスプレイを見た」との通報がありました。その中には、長後の隣の綾瀬市上土棚（かみつちだな）の人口密集地上空で、プロペラを飛行モードからヘリモードに転換している写真もインターネット上で公開されています。一番事故が多いと言われているモード変換を人口密集地の上空で行っていることに唖然とします。

この間、何度も部品の落下や不時着・墜落を繰り返している米軍の軍用機への厳しい抗議の声を米軍と政府に届けるべきです。この間の市としての取組と見解を問います。

要旨 3、大型開発や不要不急の道路建設はやめ、公共事業は生活密着型に切り替え、税金は福祉・医療・子育て・教育など暮らし優先に使うことについて質問します。

藤沢市は大型開発事業が目白押しです。不要不急の道路建設計画も引き続き進めています。2018年度の予算は、「大変厳しい財政状況の中での編成となり」「今後の財政状況は引き続き厳しい見通しとなる」と平成33年度までの5年間の中期財政フレームで545億円の財源不足を強調しています。今後、厳しい財政状況が予測されるならば、大型の開発事業は中止も含めて抜本的な見直しが必要です。

村岡新駅建設と拠点整備事業に300億円から400億円、相鉄いずみ野線延伸だけで436億円、周辺整備を入れれば更に多くの財源を必要とします。新産業の森事業は総額と期間は明らかにされていませんが、これも、数百億円はかかるでしょう、遠藤葛原線60億円、北部2-3地区土地区画整理事業今後15年間で約400億円もかけなくてはなりません。最大限の事業縮小が求められます。今後の財政運営を考えたときにここにこそメスを入れ、英断が必要です。

そういう藤沢市の財政の中期的見通しのもとで、2018年度の予算編成にあたって昨年の9月段階で112億円の収支乖離が生じていたとして、歳出について、事務事業の見直しや優先順位付けなどで90億円圧縮し、歳入で特定財源や財政調整基金の有効活用などで対応したと施政方針で述べています。

予算配分する上で大事なものは、まず、福祉や医療、子育てなど市民の暮らしに関わることを最優先にされなくてはなりません。そのことが、地方自治法の目的に合致する方向です。2018年度予算編成は市民の福祉や医療、子育て

て支援などくらし優先に編成されているのかどうかお聞きします。

次に要旨4、公共施設再整備のあり方についてです。公共施設の老朽化が財政的にも地域のコミュニティのあり方を考える上でも今後の大きな課題になっています。市は公共施設再整備基本方針をつくり、再整備プランをもとにすすめています。この間、その基本方針の問題点を指摘してきました。施設の複合化ありき、PPP/PFIありきですすめられていることです。複合化については、再整備をはじめた全ての施設で実施しています。問題なのは労働会館などのようにまだすぐに建て替えなくても良い施設を建て替え時期がきていた藤沢公民館と複合化にせざるを得なかったことです。別々に建て替え時期を検討しても良かったのではないかとの意見が今でもあります。辻堂市民センターの建て替えも同じことが言えますし、加えて住民との合意が形成されていない問題点も残っています。複合化ですすめる場合は少なくとも、それぞれの施設の利用者や住民の合意とサービス低下にならない事が大前提です。

藤が岡2丁目も再整備計画が進んでいますが、本格的なPFI手法を導入しました。国の指導の下で公共施設の再整備にあたっては、まずPPP/PFI手法が相応しいかどうかを検討することは手間もかかるし、地方自治のあり方が問われる問題です。

そもそも、PFI手法は公共の分野を民間の市場に開放する手法として国が法律をつくり地方に押しつけているものです。公共のあり方がそもそも問われています。藤沢市は堆肥化センターを強引にすすめて大失敗をした苦い経験を持っています。市民の財産である公共施設を民間の儲けの道具に明け渡すべきではありません。

改めて、公共施設の再整備にあたっては複合化とPFI手法導入を前提とする方針はやめるべきと考えます。見解を問います。

件名2 災害から市民のいのちを守ることに、要旨1 地震・津波対策を市民と共に充実することについてです。神奈川県地震被害想定が2015年3月に変わり、浸水想定も今までよりも広範囲になりました。しかし全戸配布されたハザードマップも津波避難情報看板も4年前と同じく古いままです。まずは早急にこれらを新しくする必要があります。津波対策では、相模湾沖でのGPS波浪計と共に海底水圧計の運用を含め多種多様な沖合観測網の整備を県と国に求めるよう要望すべきです。

要旨2 脱原発を宣言し、自然エネルギーの地産地消をすすめることについてです。

2018年3月11日、東日本大震災が発生してから7年目となります。同時に東京電力福島第一原発の被害を受けた福島では今なお、約5万人が避難生活を余儀なくされ、その約7割の方が今でも県外に避難されています。

本市議会では2012年大飯（おい）原発再稼働反対の意見書が採択され、また、一昨年9月にも「原発事故避難者の住宅無償を求める意見書」も採択されました。

原発事故は二度と起こしてはなりません。しかし、国内では現在川内（せんだい）原発1基と高浜原発2基が稼働し、政府は更なる再稼働をおし進めています。

神奈川県内にも原発はあります。横須賀を母港とする原子力空母です。ひとたび重大事故が発生すれば首都圏3600万人の命に関わります。鈴木市長、

原発ゼロをまず、宣言すべきです。

その上で、原発エネルギーに頼らない自然・再生可能エネルギーの開発を急ぎ、地域経済の活性化も実証されているエネルギーの地産地消に取り組むべきです。見解をうかがいます。

要旨3まちづくりと一体に水害対策を抜本的に強化することについてです。2015年5月の水防法改正の下で河川の洪水浸水想定区域の大幅な見直しがされました。今後、境川につづいて引地川水系の浸水想定の見直しも予定されています。これらの情報については津波と同様に先ずはホームページで周知すると共に、早急に新しい浸水想定マップをつくり住民への周知を徹底すべきです。

境川と引地川の両河川は護岸改修や遊水地の建設も進みつつありますが、これらの河川に流れ込む一色川や白旗川、蓼（たで）川などの支流域での水害が問題になっています。さらに、健康と文化の森やその周辺の源流域を開発したことにより、小出川の下流域の寒川町などでは毎年のように水害がおきています。都市型水害も含めて、藤沢市にとって水害対策は喫緊の課題です。我が団は河川の河口域に位置する藤沢市は特別の対策が求められることから、以前から「水循環都市」をつくることを主張し、雨水の地下浸透策を提案したり、市民の協力を得て一気に川に雨水を流さない方策をとるべき事も主張してきました。市の総合的な水害対策の抜本的強化を求めるものです。見解を問います。

要旨4 Jアラート訓練についてです。

藤沢市は2018年1月31日に神奈川県が実施するJアラート一斉再生訓練

に伴う「国民保護サイレン」の放送と市民の避難行動への協力も求めて、関係者とりわけ小中学校、幼稚園、保育園等に協力を求め周知をはかりました。この訓練は、国の要請を受け入れ、神奈川県が県内自治体に実施要請したのですが、神奈川県内の自治体では訓練を実施しなかったところもあります。

藤沢市がしなくてはならないことは、Jアラートの放送や避難行動を求めると市民の恐怖心と不安をあおることではなく、国や県に対し、戦争を起こさせないための外交努力を尽くすよう働きかけることです。

藤沢市議会の2017年6月議会では、避難訓練を自治体を実施すること等を求めた陳情が提出され総務常任委員会での審議の結果、全会一致で、趣旨不承になっています。藤沢市は議会の意向を尊重すべきです。

件名3 憲法を生かし、市民の福祉、くらしの施策を拡充することについて、要旨1 地方自治体の役割は、市民の福祉とくらしを守る砦であることについてです。

安倍政権の5年間で、大企業は史上最大の利益をあげ、内部留保は400兆円を超えるまで積み上がり、一握りの超富裕層の資産は3倍にもなりました。

その一方で労働者の実質平均賃金は、安倍首相が政権に復帰した12年12月頃では年間391万円でしたが、最近では377万円にと14万円減少、1世帯当たりの実質消費支出も14年4月の消費税増税後ほとんどの月で前年比マイナスとなり、360万円から340万円に20万円減少しています。雇用のあり方も3人に1人が非正規雇用であり、こうした非正規で働く人などワーキングプア・働く貧困層と呼ばれる年収200万円未満の労働者は4年連続で1100万人を上回っています。当然、国内総生産の約6割

を占める個人消費も低迷を続けています。この5年間で、格差が拡大し、貧困が悪化しています。

それにもかかわらず、医療介護福祉など社会保障をめぐり、政府の経済財政諮問会議、財政制度等審議会などから「社会保障改革」の案が打ち出されています。医療では、75歳以上の窓口負担の2割への引き上げ、介護では、「要介護1・2」の在宅サービスを保険給付から外す、生活保護では、子育て世帯を狙い撃ちにした加算・扶助費の削減など、改革とは名ばかりで、その実態は大改悪が目白押しです。このように安倍政権の下で社会保障の削減、暮らしを圧迫する政治が続いています。

住民の暮らしがたいへんになっているときだからこそ、安倍政権の社会保障大削減・暮らし圧迫の悪政を、自治体がそのまま持ち込み、住民に負担を強いるのか、それとも、住民を守る「防波堤」として本来の役割をはたすのか、市の姿勢が問われています。そもそも地方自治の本旨は住民福祉の増進であるはずで、であれば市民の暮らしが大変な時に、市民の福祉と暮らしを守る砦として役割を発揮し、市民の福祉、くらしの施策を拡充するべきです。見解をうかがいます。

要旨2、国民健康保険料を引き下げることについてです。国民健康保険は約5万7千世帯・9万1千人が加入し、そのうち年金などで暮らしている世帯は38%、所得のない世帯が19%。平均所得は150万円を少し超えた位で、平均保険料は10万6千円と、低所得者が多く加入している保険であります。

2018年度から財政運営の主体を都道府県に移行するいわゆる「国保の都道府県化」がいよいよ実施となります。国保料の率・額を決定し、住民に賦課・

徴収するのは引き続き市町村の仕事ですが、国保財政は都道府県が一括で管理することになります。都道府県が各市町村に「納付金」を割り当て、市町村が住民から集めた保険料を都道府県に「納付」する形で、国保財政はまかなわれることになるわけです。保険料は、都道府県単位化にあたって、「払える保険料」にすべきです。

市が国保運営協議会に資料として示した29年度保険料とほぼ同額の賦課となる応能応益割合56対44の場合の保険料を基本にしながら、年収300万以下はすべての世帯で引き上げにならないよう応益部分は引き下げるべきです。国からも「30年度保険料の急激な上昇にならないよう法定外繰入を維持」と要請があるわけですから、法定外繰入は29年度水準の13億3千万円を最低でも維持し、保険料が一人10万円を超える状況は、一刻も早く是正すべきです。そして保険料を一人一万円引き下げるなど保険料負担の軽減につとめるべきです。市の見解を伺います。

要旨3 特養ホームの大量建設など介護保険制度の充実を図ることについてです。第七期介護保険計画の介護保険料基準額は、基金を活用し前期と同様4700円に据え置きました。

一方在宅で介護がむずかしくなった高齢者のための介護施設である特別養護老人ホームの待機者は、920人になります。ところが第七期の計画では、特別養護老人ホームの整備目標は100床であり、30年4月には90床の施設が整備されますが、とても待機者解消にはなりません。しかも未だ第七期中の建設予定はありません。高齢者福祉の充実ということからしても待機者解消を目標にした特別養護老人ホームの建設計画をつくり、整備をすすめて、早急に待機者解消を図るべきです。

要旨 4 藤沢型地域包括ケアシステムは藤沢市が主体で進めることについてです。地域包括ケアシステムに対する国の考え方は、医療介護福祉を地域という名目で安上がりにしていくいわゆる「自助・互助・共助・公助」というものですが、それは住民に暮らしや福祉を支えることを肩代わりさせることにすぎず、憲法 25 条生存権に立脚していないと常々批判をしてきたところではあります。

本市が藤沢型地域包括システムを進めていく上で大事なことは、自助互助共助公助の考え方に立つのではなく、憲法 25 条生存権に立脚し誰もが安心して医療や介護、障がい者福祉、子育て支援、生活支援などを受けることができるように「行政がしっかりと責任をもつ」ということであり、そのためには人と財源を確保し、市が主体となっておこなうべきと考えます。市の見解をお聞きします。

要旨 5 貧困対策と生活保護行政についてです。今年は、5 年に 1 度の生活扶助基準の見直しの年となっていますが、生活保護を最大 5 %削減する方針を政府は決めました。すでに生活保護は 2013 年の見直しで最大 10 %削減されています。昨年末、全国的な市民団体が行った相談、聞き取りでは、「食事が削られている」「入浴回数が月 1 回になっている」「耐久消費財の買い替えができない」「サイズの合わない昔の服を着続けている」「真冬に灯油が買えず肺炎になった」などの深刻な実態が寄せられました。さらなる削減の方針に対して、「もう削るところがない」「死んでくれといわれているようだ」との痛切な訴えが出されたということでした。

生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今

日の日本で、貧困は、特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥っておかしくない状態におかれています。また、生活扶助基準の引き下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な市民住民の生活に重大な影響を与えます。憲法25条に明記された生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護のあり方は、すべての市民住民の人権にかかわる重大な問題であります。厚生労働省の説明資料をもとに私どもが試算をしたところ、今回の政府の生活扶助基準の見直しでは生活保護を利用している世帯で、生活扶助費が上がる世帯は26%、変わらない世帯は8%、下がる世帯は67%で7割近くの世帯で生活扶助基準が引き下げられることとなります。とりわけ今回の生活保護削減では、子どもの多い世帯ほど削減幅が大きくなります。「夫婦と子ども2人世帯」の場合、生活保護費は年11万円の減額になり、2013年の削減と合わせると年37万円もの大幅な減額になります。

本市も当然影響を受けることとなります。早急に調べ、影響を極力抑えるように本市独自の対策とるべきです。これが一点目です。

二点目です。小田原市では、生活保護利用者の自立支援を担当する職員らが、「保護なめんな」「不正を罰する」などの内容が書かれたジャンパーを購入し、生活保護家庭への訪問時に着用していたことが判明しました。生活保護利用者をはじめから不正受給者扱いし、威圧し委縮させる行為は決して許されるものではありません。この点で、利用者の立場気持ちに寄り添った生活保護行政が何よりも求められます。

三点目。生活保護のしおりは、義務の羅列で、申請を諦めさせるような内容ではなく健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法二五条や生

活保護法で定められた制度であることを前面にかかげるべきです。また生活保護申請にあたっては、窓口でのいわゆる水際作戦と言われる申請抑制策などとしてはならない。以上お聞かせください。

件名 4 子どもの発達を保障する教育環境整備と子育て支援策の拡充について、要旨 1 教育環境整備の拡充をすることについてです。

藤沢市の小学校 35 校中、生徒が 1000 人以上のマンモス校は 3 校、プレハブ校舎で対応せざるを得ない学校は小学校 12、中学校で 2 校あります。マンモス校と仮設校舎の解消は子どもたちの教育環境整備を進めるうえで重要な課題であります。地域の文化やコミュニティの拠点を奪うことにならないように十分な配慮もしながら、子どもたちの学習権を保障する立場で市としてもマンモス校解消の見通しを持つべきです。これが一点目です。

二点目は少人数学級についてです。藤沢市は小学校 1 年生については 35 人学級が実現をしています。少人数学級は子どもの悩みやトラブルに対応できる上でも子どもの発言の機会が増えて、学習を豊かにする教育効果がありその点は国も認めています。藤沢市として少人数学級の実施学年をさらに拡大することに力を入れることとともに、教員定数を抜本的に増やし、このことは教員の長時間過密労働の解消にもなりますが、国や県に対しても支援を求めていくべきであります。

要旨 2 中学校給食はデリバリー方式をやめ自校方式に切り替えることについてです。

本市の中学校給食についてはデリバリー方式による給食を南部地域で来年度実施校を拡大していく方針を示していますが、喫食率が平均 3 割台の状況

を改善するつもりがあるのか、大変疑問です。教育としての学校給食は子どもたちが等しく机を並べ、お昼を食べられるようにすることです。デリバリー方式の中学校給食で食べ残しの多さや異物混入が相次ぐ中で大磯町（まち）や寒川町（まち）などでは、デリバリー方式を断念し新たな提供方法を検討するとしています。子どもたちが食生活の正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、栄養の改善や健康の増進を図るという学校給食法が掲げる目標を実現するために、デリバリー方式を見直し自校直営方式の中学校給食を実施すべきです。見解を問います。

要旨3は中学校卒業までの医療費無料化は所得制限をつけるのはやめ、高校卒業まで拡大することについてです。すべての子どもの命と健康を守るとは国・自治体の当然の役割です。政府は、子どもや障害者の医療費無料化をおこなう自治体にたいして国保への国庫負担の減額調整のペナルティを続けてきましたが、2016年12月に来年度から未就学児についてはペナルティを廃止することを決定しました。市としても子どもの医療費へのペナルティを全廃するよう国に強く求めるべきです。そのうえで子ども医療費助成の中学校卒業までの拡充については、第一に子育ては社会全体で支えるものであること。第二に税には所得再配分機能があり、所得の高い方には本税でしっかり納めてもらうのが本来のあり方であること。第三に所得制限の線引きがどこまでが妥当なのか根拠が明確でないこと。第四に所得制限は保護者行政側ともに手続きの面でも煩雑になること。以上の理由から所得制限をつけることはやめ、段階的に高校卒業までを目指すべきと考えますが、市の見解をお聞きします。

要旨 4 安心して預けられる認可保育園増設で待機児童を解消することについてです。毎年春は親たちが子どもの保育所探しに奔走している時期です。児童福祉法第 24 条 1 項では「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由によえい、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において保育しなければならない。」とあります。保育の実施義務であります。保育を国民に保障することは国と自治体の責任です。藤沢市は平成 30 年 4 月の保育ニーズについては認可保育所及び小規模保育事業所の新設で対前年比 497 名の定員拡大を図ることで対応するとしています。その一方で今年 4 月の認可保育園の 1 次入所申し込みで認可保育園に入れなかった子どもたちは 767 名にのぼります。親たちは安心して子どもを預けられる認可保育園を求めています。待機児童の解消は、園庭があり自園調理ができ避難経路をもっている公立あるいは株式会社でない法人立の認可保育園の増設で対応すべきです。見解を問います。

要旨 5 就学援助制度や給付型奨学金制度を拡充することについてです。このことは子どもの貧困対策の充実と学ぶ権利を保障することでもあります。就学援助制度は憲法 26 条に基づいて、経済的困難を抱えるすべての子どもたちに教育を受ける権利を保障するための大切な命綱です。入学、進学進級シーズンは 4 月になりますが、入学準備金の支給は、現状 9 月になります。これでは間に合いませんし、遅すぎます。要保護準要保護の世帯にとっては負担になります。この間このことを指摘をし、就学援助の入学準備金を前倒しで支給することを求めてきました。施政方針で中学校の新入学に対する入学準備金の前倒し支給実施を表明したことは、子どもの貧困対策の充実、教

育費の負担軽減という観点から前向きな一歩であると考えます。今後は小学校の新入学についても就学援助の前倒し支給の実施に向け検討を進めるべきと考えます。これが一点目です。

二点目は給付型奨学金制度についてです。昨年4月から始まった市独自の給付型奨学金制度は藤沢の子ども、若者たちの学ぶ権利を保障するうえで重要な施策であります。しかしながら募集定員が年度あたり3名程度と、経済的困難を抱える子どもたちにとって狭き門になっていることは問題です。国でも給付型奨学金制度が本格実施されますが、対象は1学年わずか2万人で、現状の貸与型奨学金利用者130万人のわずか1.5%であります。国と自治体にはすべての子ども若者に学ぶ権利を保障する責務があります。その立場に立って、市として給付型奨学金制度の抜本的な拡充を進めるべきです。見解を問います。

件名5 地域経済の振興のためのまちづくりと地元中小業者の対策について  
要旨1 地方自治体の産業政策とまちづくりについてです。

藤沢市のまちづくりは大型開発を中心に、インフラ整備が進められています。工業系で言えば、新産業の森のような国や県の方針に沿った大型開発と一体に大企業を中心にした企業呼び込み型の産業政策になっています。

地域の商店街との関係で言えば、辻堂駅北口のシークロスにしても藤沢駅周辺の再整備事業にしても既存の商店街の売り上げ拡大につながる開発事業になっているのか大変疑問です。

また、都市農業振興との関係でいっても健康と文化の森や新産業の森の農地や山林を市街化区域に編入し、工業地域や住宅地域に変え、農地やみどりを削減する開発が行われています。

大きくは、国や県の開発優先のまちづくり誘導策が地域の中小企業や小規模事業者の事業継続を困難にしているもとで、地方自治体のまちづくりと産業政策のあり方が問われています。市の見解を問います。

要旨2「中小企業振興条例」を制定し、市内の商・工・建設業者の営業とくらしを守ることにについてです。地方自治体の産業政策は地域の中小企業や小規模事業者中心の振興策が必要です。地域の中小企業や小規模事業者は営業活動をしているだけではなく、地域のコミュニティーや文化・スポーツ活動の担い手として大切な働きをしてきました。しかし、最近の商店街の疲弊や小規模事業者の減少は様々な地域の活動に大きな変化を与えています。地域の中小企業や小規模事業者への直接的な振興策を強めることが必要です。しかし来年度予算案では、市民と地域中小事業者から歓迎されていた住宅リフォーム助成制度を廃止し、事業を変更する提案になっています。応募者も多く経済効果も確認できている施策を廃止することは許されません。更に、小規模契約簡易登録制度の実効ある運用も不十分です。商店街への支援策も抜本的に強める必要があります。

そういう意味から「小規模企業振興基本法」に基づき、地域の小規模事業者の役割を明記した「中小企業振興条例」、これは仮称ですが必要です。

その精神のもとで、地域中小企業や小規模事業者の振興策を大幅に拡充することが求められます。市の見解を問います。

要旨3都市農業の振興策を抜本的に強化することについてです。

藤沢市の農業は首都圏の都市農業として重要な位置をしめていると同時に、藤沢市を特徴付ける重要な産業です。国の貧困な農業政策のもとで、

日本の農業は大きく崩壊しつつあると言っても過言ではありません。言うまでもなく国民の食を確保する農業は基幹産業です。しかし、それに相応しい対策がとられていないと言わざるを得ません。

藤沢市が、70年代に税制対策も含めて農業策の拡充に努めてきたように、藤沢の農業を守るために予算をつけて、抜本的な対策が求められます。それができれば、農業が身近にある藤沢市に住み続けたいと思う市民は必ず増えると思います。見解を問います。

以上で、登壇での質問を終わりとします。

市政全般について質問しました。まずは、鈴木市長の政治姿勢について聞いたわけですが、国の政治が憲法をないがしろにして国民負担を増大させている下で、藤沢市が国や県の言いなりの姿勢でなく、市政に日本国憲法を活かし、市民の基本的な人権を守って福祉とくらしを守る砦としての役割をしっかりと果たすことが大事なことではないでしょうか。

貧困と生活保護行政についてです。今回の見直しの最大の問題点は、所得が最も少ない10%の層である一般低所得世帯に合わせて、生活扶助基準を引き下げることです。格差と貧困が広がるなかで低所得世帯と比較し引き下げをおこなうことは、貧困の悪循環・負のスパイラルを招きます。このような生活困窮世帯にさらに困窮を強いる見直しの影響を、極力抑えるような市独自の対策が求められています。

財政運営のことでは、長期的に見れば少子高齢化の社会が到来する中で、歳入は減ってきます。そういう財政状況を見通したまちづくりになっているのか。具体的には莫大な財源を必要とする大型開発や不要不急の道路建設は見直して、藤沢市の少子高齢化社会を見据えたまちづくりに切り替える準備が必要だと思います。

そのためにも福祉・医療・子育て分野を充実させて、地域経済の主役である商工建設農漁業など地元の小規模事業者の生業が成り立つまちづくりを目指すべきです。

個々の事業の問題、あるいは市民要求実現の課題様々あります。この後設置される予算等特別委員会で質疑しますので、どうぞよろしくお願ひします。以上で日本共産党藤沢市議会議員団を代表しての質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。